

三種町まち活支援事業補助金交付要綱 Q&A集

令和8年6月26日現在

NO.	質 問	回 答
Q1	公益性とは具体的にどういったことですか	不特定多数の人々の利益の増進に寄与する性質・目的を指し、 特定の構成員の利益に偏らない公共的な性質 をいいます。 公益性を担保するために広報みたねに掲載するなど、不特定多数の方が知ることのできる工夫をお願いします。 （第2条第1項第2号）
Q2	団体の定期的なワークショップなどで補助金をもらうことはできますか	団体の年間活動には利用できません。 ただし、毎回参加者を公募し、不特定多数の方が参加できるように工夫されている事業は対象となります。（第2条第1項第2号）
Q3	町外で活動する場合は補助対象となりますか	町の活力増進事業に対する補助金のため、 町外での活動に関しては補助対象外 となります。必要なものを町外で購入するのは問題ありません。（第2条第1項第2号）
Q4	多文化共生の推進を図る事業とは、参加者に外国の方が含まれていればいいですか	外国の方が地域に溶け込み、外国の文化を地域で共有できるような事業や町内にいる外国人労働者の方々との積極的な交流を促すような事業を指します。（第4条第2項第1号）
Q5	男女共同参画社会の形成の推進を図る事業とは具体的にどのような内容ですか	男女共同参画社会をテーマとした講演会や交流会などの事業を指します。（第4条第2項第2号）
Q6	県からの助成金を受けていますが、補助金の申請はできますか	原則できません。ただし、事業ごとに補助金を分けて精算できる場合はこの限りではありません。（第4条第3項第1号）
Q7	町補助金の決定後に県補助金が決定したのですが、どうしたらいいですか	町補助金は 併用できないため返還 となります。（第4条第3項第1号）
Q8	町補助金の受け取りは個人口座でも大丈夫ですか	個人口座では受け取りできません。必ず団体口座を準備してください。（第5条第1項）
Q9	三種町の公職に就く者とは、具体的に誰を指しますか	町長、副町長、教育長、議員及び三種町役場職員（会計年度任用職員を含む） を指し、消防団員や民生児童委員などの非常勤特別職の職員や他市町村等の公務員は除きます。（第5条第1項第1号）
Q10	団体からイベント運営を別企業に委託することはできますか	事業の企画立案から事業実績まで責任を持って履行してください。なお、イベントのステージなど一部を委託することは可能です。（第5条第1項第3号）
Q11	3月にイベントを開催予定ですが補助金は使えますか	事業実施は2月末日まで としているので使えません。（第6条）

Q12	補助率がだんだん減っていますが、補助金が減っていくのですか	<p>上限額は25万円で減額しません。ただし、補助率が徐々に減少していくので、前年と同じ予算規模だと補助金自体が減ることとなります。（第7条第1項各号）</p> <table border="1" data-bbox="743 297 1302 600"> <thead> <tr> <th>経過回数</th> <th>補助率</th> <th>例示 (対象経費30万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>補助率 9/10</td> <td>補助額25万円</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>補助率 8/10</td> <td>補助額24万円</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>補助率 7/10</td> <td>補助額21万円</td> </tr> <tr> <td>4回目以降</td> <td>補助率 6/10</td> <td>補助額18万円</td> </tr> </tbody> </table>	経過回数	補助率	例示 (対象経費30万円)	1回目	補助率 9/10	補助額25万円	2回目	補助率 8/10	補助額24万円	3回目	補助率 7/10	補助額21万円	4回目以降	補助率 6/10	補助額18万円
経過回数	補助率	例示 (対象経費30万円)															
1回目	補助率 9/10	補助額25万円															
2回目	補助率 8/10	補助額24万円															
3回目	補助率 7/10	補助額21万円															
4回目以降	補助率 6/10	補助額18万円															
Q13	加算事業を2事業実施する場合、加算額は10万円になりますか	加算事業を複数含む場合も加算額は5万円となります。（第7条第2項）															
Q14	加算額が追加されると事業費を超えてしまいますが、超えた場合も交付されますか	事業費を超えない範囲で加算となります。補助対象事業費によっては、加算額が5万円とならない場合があります。（第7条第2項）															
Q15	2つの団体の代表をしているのですが、それぞれの団体で申請することはできますか	代表者が同一人物の場合、重複しての申請はできません。また、代表者は違うが構成員の5割が同一人物の団体も重複して申請することはできません。（第7条第4項）															
Q16	イベント当日に構成員に昼食として弁当や飲み物を出したいのですが、経費として支出できますか	第8条第1項第1号報償費の中から支出できます。ただし、現金での支給はせず、1人に対して社会通念上適切と思われる範囲（1,000円程度）を超えないようにしてください。超えた分は対象経費とはなりません。なお、構成員ではないスタッフや講師等に対するの弁当などについては制限ありません。															
Q17	講師の交通宿泊費は定額でいいですか	旅費（交通費、宿泊費）は実費での精算としてください。領収書は交通機関や宿泊施設から発行されるもののみ認められます。（第8条第1項第2号）															
Q18	備品の基準はありますか	複数年にわたり使用ができ、かつ1万円以上のものを備品として定義します。（第8条第1項第7号）															
Q19	団体の活動維持に係る経費とは具体的にどのようなものですか	団体の活動を維持するために必要な用品や経常経費にかかる経費で、特定のイベントでの使用を目的としたものでないものの経費を指します。（第8条第2項第1号）															
Q20	団体の定期的な会議（活動を含む）に支出することはできますか	できません。ただし、事業の実施に必要な会議等の経費については対象となります。（第8条第2項第1号）															
Q21	団体構成員が物品を運搬した際にガソリン代を含む手間賃として支払うことはできますか	団体構成員に対する謝礼または報酬及びそれに類似する経費の支払いはできません。（第8条第2項第2号）															
Q22	他団体と共同で事業を実施する際に、他団体から物品を借りた経費を支払うことはできるか	補助団体間での経費のやりとりはできません。（第8条第2項第3号）															
Q23	業務内容と領収した業者の業種が違う経費とはどのようなことですか	例としては以下のようなものとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ・工務店でチラシ、ポスター制作 ・印刷会社から備品購入 不明なことがある場合は企画政策課へ事前にご相談ください。（第8条第2項第4号）															

Q24	イベント終了後に反省会として軽食を用意したいのですが、経費として支出できますか	できません。（第8条第2項第6号）
Q25	団体構成員が代表を務める企業（団体）に経費を支払うことはできるか	企業（団体）に属する社員（構成員）などが従事して仕事として請け負ったものであれば支払いができます。（第8条第2項第4号）
Q26	町長が社会通念上適切でないと認められた経費とは具体的にどのような経費ですか	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費（団体構成員への謝金等） ・食糧費（飲食への経費） ・用地費（土地の購入） ・修繕費（建物、備品の修理） 原則1年度で終了する事業への補助金のため、複数年にわたり影響があるような支出はできません。（第8条第2項第1号の経費に含まれることとなります）
Q27	予算の使途に変更があったのですが、途中での予算変更はできますか	<p>事業に変更が必要な場合は、事前に事業変更計画書に必要な書類を添えて提出する必要があります。実績報告での変更は認められないので、予算については十分に検討してください。また、必ず事前に変更の承認を受けてください。（第12条）</p> <p>※事業費の総額に変更はないが、区分ごとに増減がある場合も変更申請が必要になるのでご注意ください。</p>
Q28	実績報告はいつまでに提出すればいいですか	当該年度の3月末日までに提出ですが、 事業が完了しましたら速やかに提出 していただくようお願いいたします。（第13条第1項）
Q29	実績報告書の公開とは具体的にどのような方法で公開されますか	三種町公式ホームページ上で、様式第12号（事業実績書）及び活動のわかるチラシ等を公開します。（第13条第2項）
Q30	補助金の返還があるのはどのような場合ですか	補助対象経費が補助交付額に満たない場合や実績報告の精査により補助対象経費が減額された場合に返還しなければなりません。（第14条）
Q31	令和7年度以前に従前の補助金を複数回利用していたのですがどうなりますか	従前の補助金を複数回利用していても、令和8年度は交付2回目の団体として取り扱います。（附則第2項）
Q32	以前のお会い創出事業で実施していたような事業に補助金は使えますか	まち活支援事業の対象にはなりません。秋田県が実施するすこやかあきた出会い応援隊イベント補助金があるので、そちらの活用を検討してください。 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/95822

※その他、不明な点がある場合は企画政策課企画係（0185-85-4817）へご相談ください。